

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 27 年 3 月 31 日・東京都規則第 112 号

1 概要

(1) 改正理由

ア 子供の声関係

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「確保条例」という。）別表第 1 3 1 の項の改正に伴い、所要の規定を設ける。

イ フルオロカーボン関係

確保条例第 2 節の 4 フルオロカーボンの管理の条項を削除することに伴い、関係条項を削除する。

ウ 自動車販売者による環境情報説明関係

確保条例第 4 7 条に規定する自動車販売者による環境情報の説明義務の項目を拡充する。

エ 温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度関係

削減義務の対象となっている指定地球温暖化対策事業所の事業所区域の変更をすることができるよう確保条例を改正することに伴い新たな規定を設けるほか、所要の規定を整備する。

(2) 改正内容

ア 子供の声関係

施行規則第 72 条の 2 に、子供の声等を騒音の規制基準値の適用から除外する場所について規定する。

イ フルオロカーボン関係

施行規則第 6 条から第 8 条までを削除する。

ウ 自動車販売者による環境情報説明関係

施行規則第 1 8 条第 1 項に、自動車販売者による環境情報の説明義務として、自動車用

エアコンディショナーに使用されている冷媒の種類、量及び地球温暖化係数を追加する。

エ 温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度関係

(ア) 事業所区域の変更

- ・ 指定地球温暖化対策事業所の定義に、事業所の区域の変更に基づき新たに指定を受けた指定事業所（以下「新指定事業所」という。）を追加する。（第4条の2）
- ・ 事業所区域の変更申請について規定する。（第4条の6の2）
- ・ 事業所区域の変更前の事業所の指定取消について規定する。（第4条の8第2項）
- ・ 新指定事業所の削減義務率、基準排出量及び優良特定地球温暖化対策事業所の申請期間について規定する。（第4条の16第2項、第4条の17第4項、第4条の18第3項、第4条の20第1項、別表第1の3の2、附則（平成25年規則第99号）第2項）

(イ) 温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）の改正に伴い、温室効果ガスの種類を追加する。（第3条）

(ウ) 地球温暖化係数

温対法の改正に伴い、地球温暖化係数を改正する。（第3条の4）

(エ) 指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出期限

指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出期限を11月末日から9月末日に改正する。（第4条の8第1項）

(オ) 熱供給事業所における基準変更の判断方法

熱供給事業所における基準排出量の変更に該当する状況の変更について、供給する熱ごとの供給先の床面積の合計で判断するよう改正する。（第4条の19第2項）

(カ) 管理口座の開設期限

特定地球温暖化対策事業所の指定管理口座の開設期限を、最初の削減義務期間の終了の日から、開始年度の終了の日までに改正する。（第4条の21の4第4項）

(キ) 一般管理口座の更新

- ・ 総量削減義務の履行期限が、削減義務期間の終了年度の翌々年度の9月末日までに延長したことに伴い、一般管理口座の有効期限も6箇月延長した各期間に改正する。（第4条の21の5の2第1項）
- ・ 更新の申請期間を、各計画期間の終了の日が属する年度の4月1日から各期間の終

了の日までとする。(第4条の21の5の2第3項)

(ク) 管理口座の廃止通知

指定取消に伴う指定管理口座の廃止の場合は、通知を不要とする。(第4条の21の6第4項)

(ケ) 義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転

廃止する指定管理口座及び一般管理口座に記録されている振替可能削減量等の管理方法について規定する。(第4条21の14第2項)

(コ) 地球温暖化対策計画書の評価の公表

特定テナント等地球温暖化対策計画書の評価について、標準以上の評価のものについて公表すると規定する。(第5条の3第2項)

(サ) 温室効果ガス排出量の算定方法の改正

廃棄物の埋立処分に係る温室効果ガス排出量の算定方法を改正する。(別表第1付表第2 8の項)

(シ) 口座管理者登録(登録抹消)申請様式

代理人が口座管理者登録申請を行う際の、自己代理・双方代理の許諾について、対応した文言に改正する。(第1号様式の18の5)

(ス) その他規定整備

第4条の21の5第2項中「次条第1項」を「第4条の21の6第1項」に改める。

2 施行日

(1) 1(1)ア、イ及びエについて 平成27年4月1日

(2) 1(1)ウについて 平成27年10月1日

3 問合せ先

(1) 子供の声関係について

環境局環境改善部計画課

直通 03-5388-3482

内線 42-331

(2) フルオロカーボン関係及び自動車販売者による環境情報説明関係について

環境局環境改善部環境保安課

直通 03-5388-3471

内線 42-445

(3) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係について

環境局地球環境エネルギー部総量削減課

直通 03-5388-3465

内線 42-171